

平成 2 8 年

赤平市議会第3回臨時会会議録（第1日）

8月17日（水曜日） 午前10時00分 開 会  
午前10時20分 閉 会

○議事日程（第1号）

- 9番 御家瀬 遵 君  
10番 北 市 勲 君
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第119号 平成28年度赤  
平市一般会計補正予算  
日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告  
について  
日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告  
について

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長 菊 島 美 孝 君  
教育委員会委員長 山 本 由美子 君  
監 査 委 員 早 坂 忠 一 君  
選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君  
委 員 長  
農業委員会会長 田 村 元 一 君  
副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君  
総 務 課 長 町 田 秀 一 君  
企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君  
税 務 課 長 下 村 信 磁 君  
市 民 生 活 課 長 野 呂 道 洋 君  
社 会 福 祉 課 長 井 波 雅 彦 君  
介 護 健 康 推 進 課 長 齊 藤 幸 英 君  
商 工 労 政 観 光 課 長 林 伸 樹 君  
農 政 課 長 菊 島 美 時 君  
建 設 課 長 熊 谷 敦 君  
上 下 水 道 課 長 杉 本 悌 志 君  
会 計 管 理 者 中 西 智 彦 君  
あかびら市立病院 永 川 郁 郎 君  
事 務 長  
教 育 委 員 会 教 育 長 多 田 豊 君  
" 学 校 教 育 尾 堂 裕 之 君  
" 課 長  
" 社 会 教 育 蒲 原 英 二 君  
課 長  
監 査 事 務 局 長 大 橋 一 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第119号 平成28年度赤  
平市一般会計補正予算  
日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告  
について  
日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告  
について

○出席議員 10名

- 1番 木 村 恵 君  
2番 五十嵐 美 知 君  
3番 植 村 真 美 君  
4番 竹 村 恵 一 君  
5番 若 山 武 信 君  
6番 向 井 義 擴 君  
7番 伊 藤 新 一 君  
8番 獅 畑 輝 明 君

---

選挙管理委員会 事務局 長	町 田 秀 一 君
------------------	-----------

---

農業委員会 事務局 長	菊 島 美 時 君
----------------	-----------

○本会議事務従事者

議 会 事務局 長	栗 山 滋 之 君
” 総務 議事 担当主 幹	野 呂 律 子 君
” 総務 議事 係 長	安 原 敬 二 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成28年赤平市議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、7番伊藤議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は3件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 議案第119号平成28年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第

119号平成28年度赤平市一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,888万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億319万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、継続費として款10教育費、項4中学校費、統合中学校建設事業の総額、年度、年割額は記載のとおりであります。

第3表、地方債の変更は、過疎対策事業として限度額5,850万円を補正し、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款18繰越金として38万5,000円の増額であります。一般会計の平成27年度決算に基づく剰余金は約3億6,800万円となり、今回の補正に伴う歳入不足額を計上するものであります。

款20市債、項1市債、目2過疎対策事業債として5,850万円の増額であります。統合中学校建設工事費の補正に伴う財源として充当するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節11需用費として32万7,000円の増額であります。本年6月28日と7月28日に旧赤平山研修センターのガラスや備品を初め施設被害が発生し、不法侵入及び器物破損の被害届を赤歌警察署に提出しておりますが、さらなる被害防止及び防犯対策として1

階ガラス部分を全面コンパネで封鎖し、2階は割れたガラス部分と屋上出入口を封鎖するための修繕料を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。款10教育費、項4中学校費、目3統合中学校建設費、節15工事請負費として5,855万8,000円の増額であります。平成30年度の統合中学校開設に向け平成28年度から平成29年度の継続事業として構造物等の撤去、敷地造成、植栽、雨水排水、園路広場整備工事費として総額1億3,723万6,000円を予定し、平成28年度の出来高払いの想定額を計上するものであります。

以上、議案第119号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君） 2点ほど質疑させていただきたいと思います。

7ページでございます。商工費で地場産業の振興ということで、このたび赤平市の施設の今後のさらなる被害を防ぐためということで32万7,000円を計上されているということでございますけれども、今後の対策といたしましては防犯対策としてコンパネで囲うということだったのですけれども、このままの状態のままさらにはいたずらがあつたりとかという部分があつた場合、修繕をさらに繰り返す方向性なのか、それとも今後対策として何かお考えなのかということと防犯対策ということの中ではコンパネということ以外には考えられていないのかという、この2点を質疑させていただきたいと思います。

もう一つでございますけれども、9ページにわたりまして教育費の中で小中学校の統合の中学校の建設の工事費ということでこのたびも計上されてございますけれども、当初いただいております事業計画の概要の中で概算工事費ということで計上されてございます。実際にいろんなものが含まれていて、このたびの内容がどこの部分に当たって、どのぐらいの変更が生じているのかということがちょっとわか

らないというところがございますので、そのあたり変動がある金額であるとか何かその部分を教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 赤平山スキー場の研修センターのコンパネの補修なのですが、まずはコンパネを張らないと今前面の入り口の部分がガラスが壊れているということで、動物の侵入等も含めて、まずは早急にコンパネを押さえることが必要ということで、今回の補正を上げさせていただいております。

それで、今後の対策ということになりますが、これにつきましてはまずはコンパネで押さえて、まずこれを張ることによってほぼ入るということは余り想定はしておりませんが、入り口の部分に防犯カメラ等のそういう必要性があるのかどうかということは今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 全体工事費等の変更というご質問かと思いますが、基本設計の中で全体工事費ということで皆様にお示ししているところですが、この部分につきましては当初から道の許可を得ながら支障のない範囲で工事を行うということで、金額としてはある程度想定した金額となっております。特に大きな変更とはなっておりません。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 今質問の回答の中で、またさらにご質問なのですけれども、教育費の部分で今変更がございませんという話ではさほど、いろいろと考えられているということなのですけれども、当初の金額と今の実際に流れている経過の中での事業費の比較表みたいなものを現段階で後ほどいただきたいと思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） ただいま実施設計

を行っている最中で、これから詳細については全体工事費も今後固まってくと思しますので、その時点においては比較表というものはある程度出せると思いますが、現状ではちょっと出すことは難しいので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） それでは、最後の質疑ですけども、今回計上されている中で外構工事費の部分で土工とのり面工事と雨水の排水溝ということも内部には計上されているというふうに思ひますが、今回の計上されている事業費の中で、これは全て外構工事が当初の計画の中で、多分全体の事業費が賄われている内容になっていると思うのですが、この外構工事が全て含まれる内容になっているのか、そのあたり教えていただきたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 今回の補正につきましては、校舎棟が下の部分に建つことになりましたので、その部分の造成を先行して行うということと、あとグラウンドと校舎の間ののり面の部分、そこを中心にある程度造成を行うということなので、全ての造成工事が行われるということではなくて、校舎を建てるに当たって最低限必要な造成工事を行うということで、全ての造成工事につきましては校舎建設のときにまた改めて駐車場の工事だとか、その部分につきましては来年、平成29年、30年の継続費ということになると思ひますが、そういうときに計上させていただきたいと考えております。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第119号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第119号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第5 報告第11号専決処分の報告について、日程第6 報告第12号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 報告第11号及び報告第12号につきましてご説明を申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起並びに市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明を申し上げます。

最初に、報告第11号でございますが、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行ったもので、訴訟件数は1件で、訴えの内容といたしましては、相手方が長期にわたって入居の実態のないまま建物を放置し、市営住宅の家賃32万1,430円を滞納していることから、平成27年12月18日、家賃、債権全ての支払

いと建物明け渡しを趣旨とし、その期限を平成28年3月31日と定めた内容証明郵便を送付いたしました。しかし、応答がないことから、平成28年4月20日に再度1カ月後の平成28年5月20日を期限と定め、同様の趣旨による催告を内容証明郵便により通知したところでありますが、なおも応答はなく、不履行の状態が続いており、このことから市営住宅の明け渡しと滞納家賃35万2,890円の支払いを求めため、平成28年6月15日、滝川簡易裁判所に訴えを提起したもので、平成28年6月15日に専決処分をしたものでございます。その後平成28年7月19日に口頭弁論に出頭いたしました。相手方も出頭いたしまして平成28年12月31日までに建物明け渡し、未払い賃料を平成29年12月31日までに持参または送金により全額支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

次に、報告第12号でございますが、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃等58万8,271円を滞納しておりましたことから、平成28年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、平成28年6月24日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成28年7月から1万2,500円ずつ毎月末日に限り持参して支払うことで裁判上の和解をいたしましたもので、平成28年6月24日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第11号及び第12号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（北市勲君）** これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北市勲君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第11号、第12号については、報告済みといたします。

---

**○議長（北市勲君）** 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年赤平市議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午前10時20分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)